

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

タンス株の名義書換え

Q : タンス株の受入れ期限が近づいて来ていますが、預け入れない場合に注意する点がありますか？

A : 本人名義になっていないタンス株は、注意が必要です。

【解説】

投資家が購入した株式や相続等で取得した株式を現物のまま、自宅などに保管している株をタンス株といますが、タンス株は、盗難や紛失のリスクがあるほか、取得日や取得価額が不明であるような場合には、税務上問題になることもあります。ただ、この点については特定口座の創設やタンス株の受入れ措置（本年12月末日が期限）、上場株式等の取得価額の特例が設けられ、一応の手当てはされていますが、タンス株の名義が書き換えられていないときは、更に問題になる可能性もありますので、ご注意ください。

といいますのは、上場・公開株式については、証券決済制度改革に伴う法律の公布によって、平成21年6月までの一定の日に、強制的に株券の無券面化(電子化)が行われ、既存の現物株券はその日以後、無効になるということですから、それまでに所有者の名前を書き換え、株主名簿に登録しておかないと、最悪の場合、株主の権利が無くなってしまいうということにもなりかねないからです。

これを機に、名義だけはきちんと自分の名前に書き換えておきましょう。

